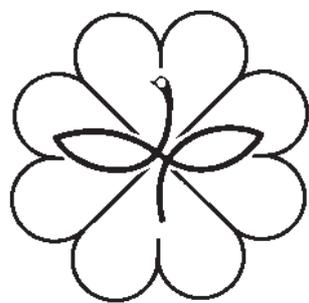


民生委員・児童委員 活動事例集



山口県民生委員児童委員協議会 地域福祉部会



はじめに

近年、地域社会における人間関係の希薄化や核家族化の進行により、社会的孤立も含め、地域を取り巻く課題が多様化、深刻化しており、民生委員・児童委員の対応するケースも幅広くなってきています。

そうした中で、民生委員・児童委員には住民の側に立った身近な相談・支援者として、自立支援や福祉サービスの利用援助、また住民やボランティアとの連携、災害時の事前事後における要援護者把握と支援といった幅広い活動も必要とされています。

そこで、民生委員・児童委員の活動を関係機関・関係者の方々に知っていただき、住民に身近な相談相手として再認識していただくとともに、新任の民生委員・児童委員の皆さんにも自分達の活動がどう地域福祉の推進に繋がっているのか考え、明日からの民生委員・児童委員活動に繋げてもらうことを目的として、このたび、活動事例集を作成するに至りました。

是非、本事例集を活用していただき、新任の民生委員・児童委員はもちろん、現任の民生委員・児童委員の皆様の活動の一助となることを願っております。

山口県民生委員児童委員協議会
会長 池田 芳晴

このたび、山口県民生委員児童委員協議会「地域福祉部会」では、日々の民生委員・児童委員活動の中で、実際に関わった事例について、活動事例集として取りまとめることとなりました。

この事例集においては、民生委員・児童委員が活動する中で、関わった事例等をもとに、それをカテゴリー分けし、それぞれの問題の現状や支援のポイント等を記載しています。

本事例集が、民生委員・児童委員の皆様の活動のヒントになると嬉しく思います。

山口県民生委員児童委員協議会
地域福祉部会長 植田 浩夫

事例集について

▼掲載事例について

- ・ 本事例集では、日々の民生委員・児童委員活動の中で、実際に関わった事例について山口県民生委員児童委員協議会「地域福祉部会」において整理をし、紹介をしています。
- ・ 事例集の中で紹介している事例における支援方法や支援内容はひとつの例です。各カテゴリーの後ろに記した「支援のポイント」等もご参照いただきながら、支援内容について、考えていただければと思います。
- ・ 委員活動の実際においては、相談支援の結果、必ずしも個人や世帯が抱える課題が解決に向かうケースばかりとは限りませんが、本事例集では、関係機関との連携等を通じて、一定の改善につながった事例を多く取り上げています。
- ・ 本事例集では各事例に対し、ジェノグラムやエコマップの記載はしていませんが、地区での事例検討会等で事例を取り上げる際等、ジェノグラムやエコマップを活用しながら、事例検討をしてみても良いかもしれません。（参考資料P47）
- ・ 事例を活用しての地区での勉強会の際には、勉強会メンバーのみで共有したり、勉強会終了後、事例の資料を回収する等、事例の取り扱いには注意してください。

▼標記について

- ・ すべての民生委員が児童委員であることを踏まえ、事例中の区域担当の民生委員・児童委員については、「民生委員」と表記しています。

これから民生委員・児童委員として地域で活動される皆さんへ

山口県民生委員児童委員協議会 地域福祉部会の事例検討会に出させていただいて、熱心なお取り組みに頭が下がりました。本事例集は新任の民生委員・児童委員のこれからの活動に資することを目的の一つとされていますが、ここに収められた事例はかなり重たい事例が多く大変力が入った事例ばかりです。ある意味では新任の民生委員・児童委員の皆さんにはプレッシャーにならないかと心配されますが、新任の民生委員・児童委員の方々は、無理せず、できるところから取り組んでいただき、不安なこと、判らないことは先輩の方々のアドバイスを求めてください。

アメリカのアルツハイマー協会のグッズには「あなたは決して一人ではない」という意味合いの文言が刷り込まれています。民生委員・児童委員の活動の基本は、地域や地域住民が抱えている問題を解決することではありません。地域住民の暮らしに目配りし、地域や地域住民のニーズをキャッチし、個人のプライバシーに配慮しつつ、その解決のために地域の人たちや関係機関・団体につないで解決を側面から支援していくことです。ひとりでは解決できない困難を抱えて孤立状態になっている人がいたらまずその人の傍らに寄り添い、「あなたはひとりではない」というメッセージを発信してください。それが民生委員・児童委員活動の基本です。難しい問題の解決は専門機関等の役割です。

本事例集を問題解決の事例集としてよりは、「寄り添う活動」「つなぐ活動」の事例集として読み、活用していただくことをお勧めいたします。

廿日市市社会福祉協議会 会長 蛭江 紀雄
(広島文教女子大学 非常勤講師)

目次

● いじめ・不登校に関する事例	1
● 社会的孤立・ひきこもりに関する事例	6
● 経済的困窮に関する事例	9
● 子育て家庭・一人親世帯に関する事例	17
● 精神疾患・認知症に関する事例	23
● その他	35

いじめ・不登校

文部科学省の定義では、「いじめ」について、下記のように定義をされています。

いじめ

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うべきもの。

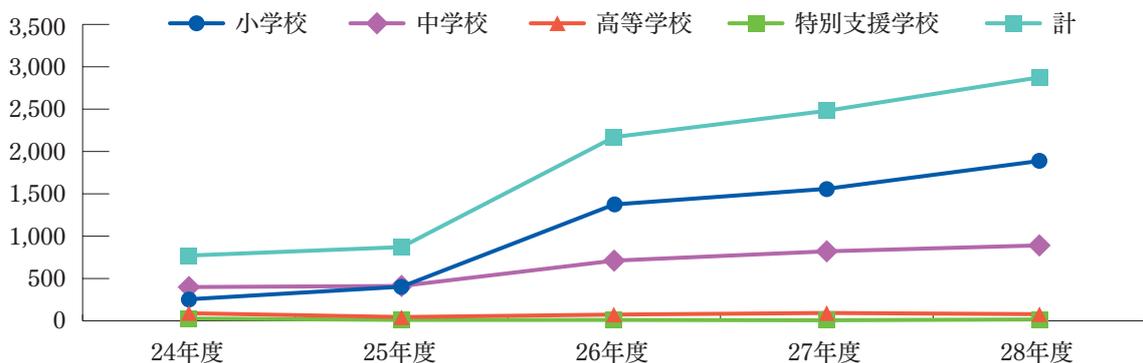
「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- (注5) けんか等を除く。

いじめについては、家庭や地域でかかわるすべての大人が、「背景にいじめがあるのではないか」という危機意識をもち、小さなサインを見逃さず、いじめを認知した場合には、一刻も早く安心・安全な生活が送られるよう、学校や家庭・地域社会と連携し、適切な支援をすることが大切であるとされています。

〈いじめの認知件数〉



区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小 学 校	255	403	1,374	1,559	1,888
中 学 校	399	412	711	821	891
高 等 学 校	90	45	74	93	79
特別支援学校	27	11	11	7	17
計	771	871	2,170	2,480	2,875

(出典：山口県 平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題の現状について)

また、「不登校」については、下記のように定義をされています。

不登校児童生徒

連続又は断続して年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

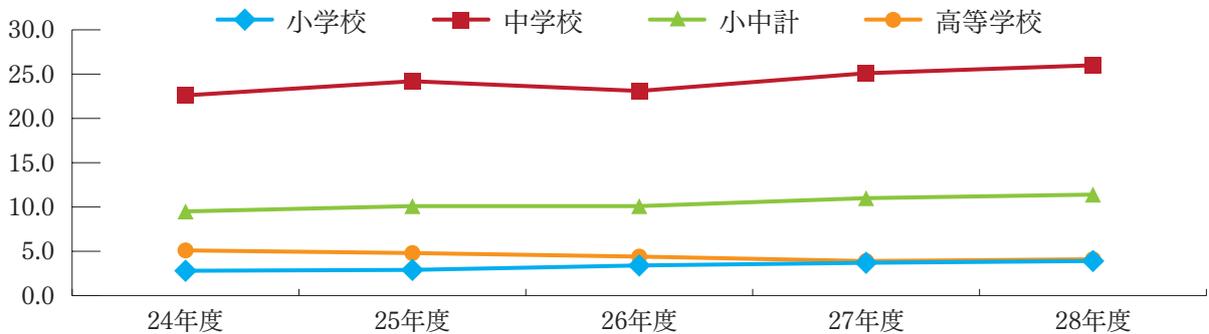
山口県の公立小・中学校において年30日以上欠席した不登校児童生徒数は、平成28年度調査で、1,180人で、前年度より20人増加しています。

また、児童生徒1,000人当たりの出現率は11.4人と全国的にも低い水準です。

不登校児童・生徒への基本的な対応のあり方については、地域の人材と（一緒）の行動連携も一つとして挙げられており、信頼関係を基盤に、学校と民生委員・児童委員や主任児童委員等が連携するなど地域社会の力を効果的に活用し、情報の共有化を図り、それぞれが役割を果たし、協力して実践的に取り組んでいく行動連携が必要とされています。

同時に、不登校児童生徒と地域の大人たちが交流を深めるなど、地域の子どもを支えていく体制づくりも求められています。

〈不登校児童生徒割合の推移（1,000人当たりの不登校児童生徒数）〉



不登校児童生徒数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	203	209	238	259	267
中学校	842	889	844	901	913
小中計	1,045	1,098	1,082	1,160	1,180
高等学校	132	122	111	97	102

不登校児童生徒割合（1,000人当たり）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	2.8	2.9	3.4	3.7	3.9
中学校	22.6	24.2	23.1	25.1	26.0
小中計	9.5	10.1	10.1	11.0	11.4
高等学校	5.1	4.8	4.4	3.9	4.1

(出典：山口県 平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題の現状につて)

事例 1 ひとり親で不登校の子どものいる家庭に対する支援

▼対象者の情報

〈対象者〉Aさん
〈年齢・性別〉40代 男性
〈職業〉無職
〈住居〉賃貸住宅
〈健康状態〉精神的な不調あり
〈家族状況〉長女（中3）、次女（小6）
〈その他〉妻とは離婚（妻はその後、再婚し市外へ）
隣町の祖母（妻の母）が長女、次女の生活の世話をしている

▼事例の概要（相談の経緯）

小中学校側から民生委員に相談。

長女が、平成20年の6月頃から父の勤務が夜勤になり、連休あけから時々休むようになった。最初は生理痛で休むということであったが、怠学ぎみであることが分かった。

〈担任より〉

学校に行かないといけないという意識はあるが、体がついてこず、心と体のバランスがとれていない。家庭訪問したときも、パジャマ姿で出てくることがあり、生活も不規則になっている。

中2の多感な時期になり、父親であるAさんに対して反感を抱いている感じもあり実際、全くと言っていいほど親子の会話がなくなっている。

長期の休み明けになると、不登校になり、休み中は、祖母宅で過ごしている。

不登校問題でケース会議が立ち上がる。（メンバーは、市教育委員会、民生委員、養護教諭、担任、地域包括支援センター）

妹も一時期不登校であったが、小学校長及び担任教諭の尽力により、5年生より登校。姉はその後、フリースクールに登校を始めたようであるが、実態は分からない。

現在、父親は病気を理由に退職している。

▼民生委員としての支援

姉妹の受け皿の一つとして、祖母宅を維持確保する。祖母の見守りをして、姉妹のことは、各専門の方で対応する。

父親と話すことを考えたが、父親の体調不良、入退院の繰り返しなどでなかなか父親に会って話をする機会がつかめなかった。

▼担当民生委員の感想

一生懸命になるものがあれば、何かが変わるのではないかという思いもあった。祖母は年金暮らしのため、父親の入院中に、姉妹を引き受け生活していくことは困難だと思われる。

いじめ・不登校の事例における支援のポイント



〈支援のポイント〉

- ・ 学校側がいじめ、不登校の問題について、どのように解決していきたいと思っているのか、その見通し（全体の支援計画）を踏まえて、民生委員が出来る働きかけを学校側と確認し共有していく。
- ・ 学校（場合によっては行政の担当課や児童相談所）、家庭等と情報共有を行い、連携をしていく。
- ・ 誰（どの機関）が支援にあたって、どの程度の責任を負うのか、それぞれの役割もあわせて明確にしておく。
- ・ 学校や家庭以外の居場所（あるいは悩みを話せる相談相手）があるかどうかを確認し、連携を図る。

〈普段の活動の中で〉

- ・ 日中、学校に行っていないような子どもがいた際には、子どもに声をかけてみる、近所の人に様子を伺う、家庭を訪問してみる等、一步踏み込んで状況の把握を行う。それが難しい際は、関係機関に情報提供する。
- ・ 学校、家庭等と情報共有を行い、連携をしていく。特に学校との情報共有においては、学校側と定期的に問題や情報を共有して話をする機会を設けている地区もある。
- ・ 日頃から主任児童委員との連携をとることで、地域の子どもの情報が入ってきやすく共有しやすい仕組みをつくっていく。
- ・ 学校をはじめ、地域の関係機関・団体と顔の見える関係づくりを行う。
- ・ 学校に行っていない、いじめを受けているようである等の疑いがある場合には、学校をはじめ、関係機関にも連絡をする。

いじめ・不登校に関する相談窓口

<p>■こどもの人権 110 番 (山口地方務局)</p> <p>子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話。子どもだけでなく、大人も利用可能。電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員が受けている。</p>	0120-007-110
<p>■ヤングテレホン・やまぐち (山口県警本部少年課)</p> <p>少年の悩み及び子供の養育に関する保護者等の悩み（非行問題、いじめ問題等）に関する相談に応じている。</p>	0120-49-5150
<p>■いじめ 110 番 (やまぐち総合教育支援センター)</p> <p>いじめにより、つらい思いをしている子どもとその保護者の相談に応じている。</p>	083-987-1202
<p>■ふれあい総合テレホン (やまぐち教育支援センター)</p> <p>教育に関するあらゆる相談に応じている。</p>	083-987-1240
<p>■24 時間子ども SOS ダイヤル (やまぐち子ども SOS ダイヤル)</p> <p>いじめ、暴力、問題行動、交友関係などによって、心身が脅かされるおそれのある子どもとその保護者からの相談に応じている。</p>	0120-0-78310
<p>■子どもと親のサポートセンター</p> <p>子育て、家庭教育など子どもの教育に関する全般的なことや、いじめ・不登校などについて、子どもや保護者及び教職員からの相談を受けている。 相談の方法は、電話相談や来所相談、学校へ直接出向いて行う要請相談等がある。</p>	083-987-1242

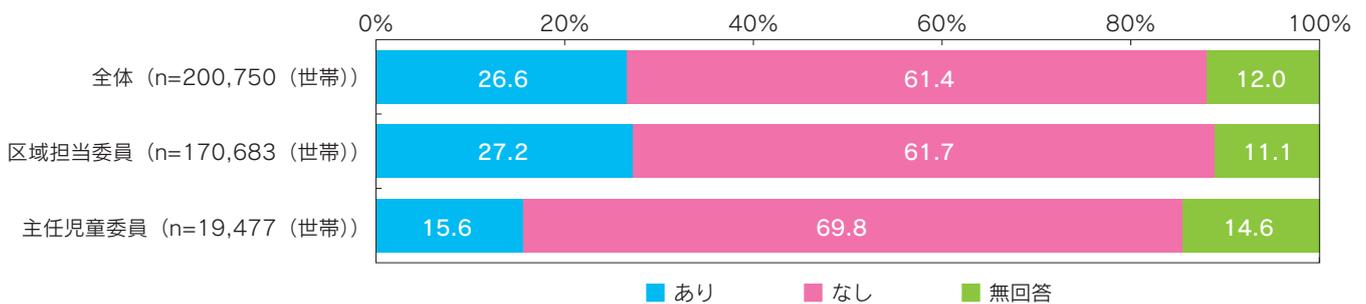
社会的孤立・ひきこもり

社会的孤立とは、何らかの生活上の課題を抱えているものの、家族や親族、近隣住民、地域社会等とのつながりを失っていることにより、支援の手が届きにくい、支援に結びつきにくい状況をいいます。

現在、地域のつながりの希薄化等が問題とされている中で、特に、人間関係を構築することが難しい人や、単身者等は孤立状態に陥る可能性が高く、福祉課題・生活課題を抱えた場合もそのことが表面化しづらくなっています。

全国民生委員児童委員連合会が平成28年に実施した調査によると表の通り民生委員・児童委員のうち社会的孤立に状態にあり、かつ課題や困りごとを抱える住民（世帯）への支援をおこなった経験を有する民生委員は53,454人で（回答全体の26.6%）全国で4人に1人の民生委員・児童委員はこうした世帯への支援を行った経験を有することが分かっています。

社会的孤立状態にあって課題を抱えた者（世帯）への支援状況



ひきこもりとは、半年以上、学校や職場に行かず、家族以外との親密な対人関係が持てない状態が続いている場合を「ひきこもり」の状態と言います。中でも、精神疾患がその主な原因とは考えにくい場合を「社会的ひきこもり」といいます。

山口県精神保健福祉センターでは、山口県内では5千人から1万人以上のひきこもりの人がいると推計しています。

事例 2 ひきこもりがちなBさんに対する支援

▼対象者の情報

- 〈対 象 者〉 Bさん
〈年 齢・性 別〉 60代 女性
〈職 業〉 無職
〈住 居〉 持家
〈健 康 状 態〉 不明
〈家 族 状 況〉 母親と二人暮らし（同一敷地内に姉夫婦）、独身
父親は20年前に死亡
〈そ の 他〉 ・ 20代でうつ病発症
・ 2年程度の入院歴あり
・ 毎月1回通院
・ 障害年金受給中

▼事例の概要（相談の経緯）

Bさんより、「地域の人達が自分を避けている」と民生委員に相談がある。

これまで、民生委員としてBさんとの関わりはほとんどなかったが、自治会内にいる福祉員と協力してBさんと極力話をするよう心掛けた。（近隣との関わり、買物、病院へ一人で行くよう気長に話を続けた。）

現在は買物、通院は自転車で一人で行っている。ごみ出しも自分で行うようになった。また、集会所で毎月1回の茶話会にも近隣の人の誘いで参加している。

近隣の人もBさんに出会ったら声をかけBさんも長く立ち止まって話しをするようになった。最近では、地域交流センターのサークル活動にも先生の誘いで参加している。

▼民生委員としての支援

Bさんが、引きこもりにならないよう福祉員と協力し、近所の皆さんと共に支え合うよう努力した。

▼担当民生委員の感想

本人との関わりの中で福祉員と協力し、本人に無理がないよう、命令口調にならないよう心がけて話をした。

本人は徐々にではあるが、近所の人と打ち解けた話が出来るようになり、笑顔が見られるようになった。

自治会内皆で一歩一歩ではあるが、支えられるようになった。

社会的孤立・ひきこもりの事例における支援のポイント

〈支援のポイント〉

- ・ 地域包括支援センターや社会福祉協議会等の相談窓口につなぐ。特に緊急性の高いケースであると想定される場合は迅速に相談機関につなぐ。
- ・ 地域で孤立させないためにも、民生委員だけでなく近隣の人達が気にかけてあげるような、地域全体で支えあえるような体制や連絡体制（緊急時の連絡先の共有など）の整備を民生委員として働きかけていく。
- ・ 個々の問題や課題に目を向けて、それを解決していくことを通じて皆で成長していく意識を持つ。

〈普段の活動の中で〉

- ・ 見守り等において、普段から福祉員と連携をとることによって、民生委員では把握しきれない細かな地域の情報について入ってくるようにする。
- ・ 気になる人については、少々おせっかいであっても日ごろから気にしていることを印象づけるような働きかけをする。（置き手紙など）

社会的孤立・ひきこもりに関する相談窓口

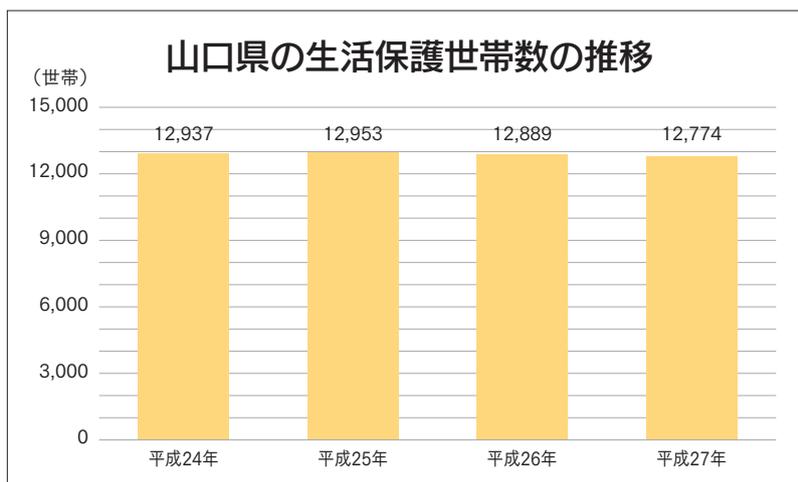
■ひきこもり地域支援センター

ひきこもりの状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より適切な支援に結びつきやすくすることを目的としたものであり、センターに配置される社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等ひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供するという地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担っている。

0835-27-3480

経済的困窮

「被保護者調査」（厚生労働省）によると、最近の被保護世帯人員、世帯数は、ともに全国的には増加傾向にあるが、山口県においては暫定ではあるものの平成26年度に12,889世帯16,774人であったものが、平成27年度に12,774世帯16,409人となっており、微減傾向にあります。



※厚生労働省「被保護者調査」を元に作成

全国的に増加した背景には、急速な高齢化の進行に加え、非正規労働者やひとり親世帯の増加等があいまって、比較的若年層でも経済的に困窮する人びとが増加していることがあります。

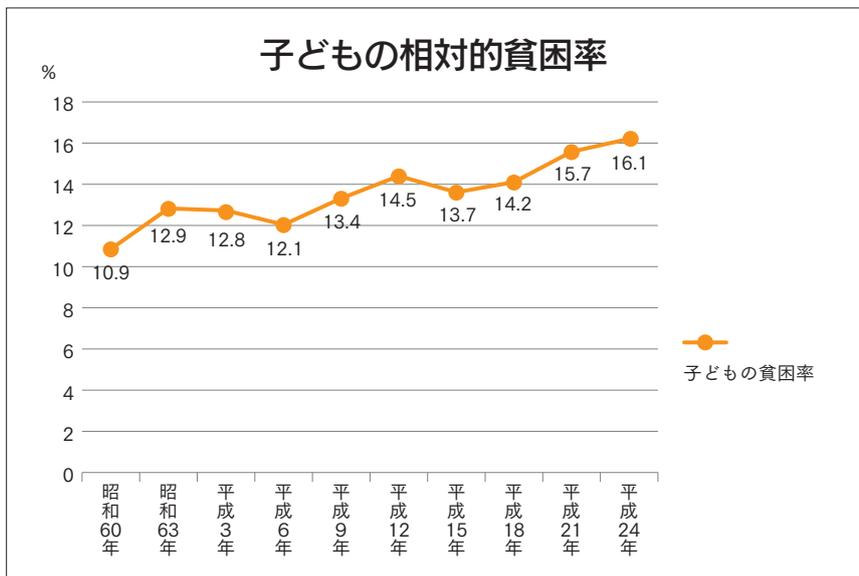
これまでは、家族・親族や地域社会の相互扶助機能がセーフティネットとして一定の役割を果たしてきましたが、近年の家庭や地域社会の変化のなかで、こうした機能が働きづらくなっていることも背景としてあげられています。また、プライドなどから、かなり困難な状況に陥っている場合でも、周囲に助けを求めることに、抵抗感を持っている場合があります。

困っている時に支えてくれる人がいないという状態は社会的孤立にも繋がり、経済的困窮の問題と密接に関連しながら、家計にとどまらず、生活の多様な面に困難を抱える「生活困窮状態」にも陥りやすくなります。

また近年では、「子どもの貧困」（※）も問題化されています。子どもの相対的貧困率は、全国では1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、平成21（2009）年には15.7%となっています。

子どもの貧困については、親も不安や負担を抱えやすい現状があり、家庭内で解決をすることが難しく、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要です。

※子どもの貧困とは、等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子どもの存在及び生活状況を言い、一般的な水準の半分にも満たない水準で暮らしている子どもたちがどれだけいるのかということを示している。



相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。
 ※平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。

厚生労働省「国民生活基礎調査」（2012年）を参考に作成

▼対象者の情報

〈対象者〉Cさん
〈年齢・性別〉50代 女性
〈職業〉派遣社員
〈住居〉夫の自己破産により自宅居住不可
〈家族状況〉長男（他県の大学）、次男（同居）

▼事例の概要（相談の経緯）

Cさんは、夫が単身赴任中に不倫相手との生活を始めたことに加え、多額の借金を抱えていることを知り離婚した。その後、元夫が自己破産したことを知らされ、自宅に住めなくなり、家探し・転居費用等に困って民生委員に相談があった。

そのため、本人の同意を得て、ただちに自立支援事業相談窓口につないだ。

▼民生委員としての支援

地区の民生委員、自治会長等の協力を得て家探しに奔走。4～5件に絞られた候補の中から辛うじて本人の意に沿う物件が見つかり転居・引越し等の準備に移った。費用削減のため、地区の民生委員に手伝ってもらった。

メンタルケアが課題であったが、他県に住んでいるCさんの父母の来訪による励まみや、民生委員が随時訪問して相談に応じ話を聴くことで、徐々に平静を取り戻して現在は順調に生活している。

▼担当民生委員の感想

第2のセーフティネットと言われる生活困窮者自立支援事業の利用により制度の狭間が埋まるとともに、民生委員としての支援の方針等が定まり効率的支援に結びついた。

同時に日常活動を通じての地域住民との信頼関係の構築並びに関係機関・団体との「顔の見える関係」の構築が肝要との思いを強く持った。

事例 4 経済的困窮者Dさんに対する支援

▼対象者の情報

〈対象者〉 Dさん
〈年齢・性別〉 40代 男性
〈職業〉 塗装業
〈住居〉 持ち家（一戸建て）
〈家族状況〉 一人暮らし（両親死亡）

▼事例の概要（相談の経緯）

Dさんから「相談がある」との電話を受ける。

訪問すると、お金がない、電気もガスも止められ食べることもできないと相談を受ける。理由を尋ねると、会社が不景気で「自宅待機中」と答える。（話の中で働く意欲の低下が感じられた。）

隣人（親戚）に話を聞くと、「度々金の無心にくる。時にはドアを蹴られたこともあり、怖い。」と話された。

働くように働きかけをすると一回だけ鉄工所に勤めたが数日で辞めた。その際、「俺に関わるな」と強い口調で言われ訪問を中止した。

その後、窃盗で逮捕された。

▼民生委員としての支援

まずDさんの叔母に電話でDさんの現状を伝えると、以前から何度もお金の無心があったとのことであった。

叔母も民生委員からの話であるので、お金は出すが今回は最後と言われた。

福祉資金借り入れ手続き2回。

市の自立支援事業相談窓口を勧めたかったが、「俺に関わるな」と言われて支援が出来なかった。

▼担当民生委員の感想

「俺に関わるな」の言葉が自分を縛り活動を弱めた。

この時点から「窃盗」が始まったと思われるが、何も支援できなかったことに今は心を痛めている。

事例 5 経済的困窮世帯 Eさんと孫に対する支援

▼対象者の情報

- 〈対象者〉 Eさん
- 〈年齢・性別〉 50代 男性
- 〈職業〉 無職
- 〈住居〉 賃貸住宅
- 〈健康状態〉 不明
- 〈家族状況〉 次女（軽度障害あり）、孫（長女の子 小6）と同居
※長女は再婚し、市外で生活している

▼事例の概要（相談の経緯）

Eさんの長女の友人から「Eさん一家が生活困窮の状態にある。」との情報が民生委員に寄せられた。

それを受けて民生委員が訪問したい旨を伝えたが、拒絶を受ける。

民生委員には守秘義務があることを伝えるなど長女の友人を介して粘り強く説得したところ、ようやく話を聞くことが出来た。

話によると、Eさんの孫が再婚相手から家庭内暴力（DV）を受けていたため、昨年末にEさんが孫を引き取ることとなり、Eさん、次女、孫と3人で暮らしているとのこと。

孫に対して、長女から金銭的な支援はなく、次女の収入（月10万円程度）だけで3人が生活していたが、生活費も足りず光熱費や学校の給食費も滞納することもあった。

民生委員としては、冬の寒い時期であったこともあり、緊急の困窮状態にあると判断し、主任児童委員に連絡した。

その後、小学校の校長、教頭、担任、PTA会長、スクールソーシャルワーカー、民生委員、主任児童委員が小学校に集まり、Eさんに現状を話してもらい、今後の対応について話し合った。

▼民生委員としての支援

Eさんの孫の中学入学準備のお金がないとのことから、市社協で小口福祉資金借り入れ制度があると伝え、Eさん、スクールソーシャルワーカーと市社協へ同行し相談した。食料も不足しているとのことと市社協のフードバンクより支援を受けた。

また、同時に自立支援事業相談窓口にもつなぎ、Eさんの就職活動を開始してもらった。

孫の中学の制服、鞆、運動着、またEさんのスーツ等もないとのこととあり、複数の民生委員で協力して集め渡した。

▼担当民生委員の感想

本人の意向を踏まえながら、具体的な支援に繋げることが出来たことは良かった。スクールソーシャルワーカーに就学援助の手続きをして頂き、中学校に進学ができて良かった。

小学校の先生やPTA会長、スクールソーシャルワーカーと民生委員、主任児童委員でEさんの孫を中心により良い支援方法を皆で考えることができたことが良かった。

経済的困窮の事例における支援のポイント



〈支援のポイント〉

- ・ 経済的困窮は、様々な要因が絡んでいることも多く、本人の了解を得て自立相談支援機関等につないでいくことや、それが難しい場合でも社会福祉協議会や地域包括支援センター等に情報提供をしていくことが大切である。
- ・ 専門機関等につなぎ、具体的に支援が開始された後は、必要に応じて状況の確認や見守り等、地域住民の理解や協力を得ていく体制を整えていく。
- ・ 本人が支援を拒否される場合、無理に関わっていくことは逆効果になってしまうことがあるが、本人が拒否される理由について、その本心はどこにあるのか一度考えてみる。
- ・ 支援に行き詰まった場合には、地区民児協の定例会等で、積極的に事例検討を行い、意見をもらう。
- ・ 可能であれば、「現在」と「これまで」に加え、「これからどうしていきたいか」について話を聞いてみる。

〈普段の活動の中で〉

- ・ 民生委員だけの活動では限界があることから、見守り対象者だけではなく、地域の気になる人の情報が民生委員に入ってくるように住民と日頃から関係を持っておく。→経済的困窮等の早期発見につながる。

経済的困窮における相談窓口

■山口県内の福祉事務所一覧

平成30年3月31日現在

福祉事務所名	担当課	住所	電話番号	担当する地域
下関市 福祉事務所	生活支援課	下関市南部町 1-1	083-231-1924	下関市
宇部市 福祉事務所	生活支援課	宇部市常盤町 1-7-1	0836-34-8319	宇部市
山口市 福祉事務所	社会課	山口市龜山町 2-1	083-934-2791	山口市
萩市 福祉事務所	高齢・ 障がい支援課	萩市江向 510	0838-25-3236	萩市、阿武町
防府市 福祉事務所	社会福祉課	防府市寿町 7-1	0835-25-2289	防府市
下松市 福祉事務所	福祉支援課	下松市大手町 3-3-3	0833-45-1834	下松市
岩国市 福祉事務所	社会課	岩国市今津町 1-14-51	0827-29-5071	岩国市
光市 社会福祉事務所	福祉総務課	光市光井 2-2-1	0833-74-3004	光市
長門市 福祉事務所	福祉課	長門市東深川 1339-2	0837-23-1155	長門市
柳井市 社会福祉事務所	社会福祉課	柳井市南町 1-10-2	0820-22-2111	柳井市
美祢市 福祉事務所	地域福祉課	美祢市大嶺町 東分 326-1	0837-52-5227	美祢市
周南市 福祉事務所	生活支援課	周南市銀座 2-13 (仮庁舎)	0834-22-8453	周南市
山陽小野田市 福祉事務所	社会福祉課	山陽小野田市 日の出 1-1-1	0836-82-1176	山陽小野田市
周防大島町 福祉事務所	福祉課	周防大島町大字 西安下庄 3920-21	0820-77-5505	周防大島町
東部社会 福祉事務所	保護課	柳井市古開作 中東条 658-1	0820-22-3777	和木町、上関 町、田布施町、 平生町

■山口県内の自立相談支援事業 相談窓口一覧

平成30年3月31日現在

市町	相談窓口	住所	電話番号
下関市	生活サポートセンター下関	下関市貴船町 3-4-1 下関市社会福祉センター内	0120-150-873
宇部市	生活相談サポートセンターうべ	宇部市琴芝町 2-4-25 宇部市シルバーふれあいセンター 4階	0836-43-7440
山口市	パーソナル・サポートセンターやまぐち	山口市緑町 3-29	0800-200-6291
萩市、阿武町	萩市福祉事務所	萩市江向 510	0838-25-3620
防府市	防府市自立相談支援センター	防府市緑町 1-9-2	0800-200-1578
下松市	下松市社会福祉協議会	下松市大字末武下 617-2	0833-41-2242
岩国市	くらし自立応援センターいわくに	岩国市麻里布町 7-1-2	0827-24-2571
光市	光市生活自立相談支援センター	光市光井 2-2-1	0833-74-3025
長門市	自立相談支援センター	長門市東深川 803-8	0837-23-1600
柳井市	柳井市社会福祉事務所	柳井市南町 1-10-2	0820-22-2111
美祢市	美祢市社会福祉協議会	美祢市大嶺町東分 320-1	0837-52-5222
周南市	周南市自立相談支援センター	周南市速玉町 3-17 周南市徳山社会福祉センター	0800-200-4742
山陽小野田市	地域生活支援センター	山陽小野田市千代町 1-2-28	0120-83-2344
周防大島町	周防大島町福祉事務所	大島郡周防大島町大字西安下庄 3920-21	0820-77-5505
和木町、田布施町、上関町、平生町	東部社会福祉事務所(柳井健康福祉センター)	柳井市古開作中東条 658-1	0820-22-3777

子育て家庭

かつては、家族や近隣住民を含め、子育て経験者からの助言や支援を受けながら子育てが行われていました。

しかしながら、少子化、核家族化、地域社会の変容や近年の厳しい経済情勢・雇用情勢が子ども・子育て環境の悪化を招いており、子育て家庭の孤立化や貧困、児童虐待の増加など子どもの安全や健全な成長が脅かされています。

中でも、平成27年度の山口県における児童虐待相談対応件数は385件で、前年度に比べて115件増加しており、全国でも、児童相談所における児童虐待相談対応件数は103,286件（27年度）（確定値）と、これまでで最も多くなっています。

そうした中で、児童虐待を防止するためには、地域社会全体で虐待のサインを見逃さず、早期発見・早期対応に努めることが重要です。

また、平成27年度からは子ども・子育て新制度が本格施行され、そこでは、質の高い教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を実施し、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を行うことを通じて、全ての子どもが健やかに成長することを支援することが位置づけられています。

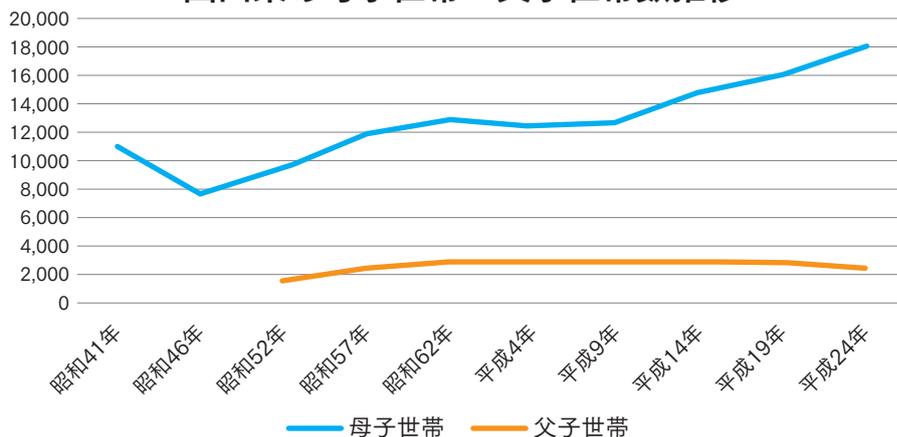
一人親世帯

平成24年に山口県が行った調査によると、山口県内の一人親世帯の実態については、母子世帯については近年増加し続けていること、父子世帯については、ほぼ横ばいであることが分かっています。

一人親世帯の現在の不安や悩みは、母子・父子世帯とも「生活費」が最も高いが、特に母子世帯では61.3%と、父子世帯（43.5%）より17.8ポイント高くなっています。

次いで、母子世帯では「子どもの教育」「仕事」「病気・事故」、父子世帯では「子どもの教育」「病気や事故」「仕事」と続き、母子・父子世帯とも経済的なことや子どものことが悩みとなっている状況がうかがえます。

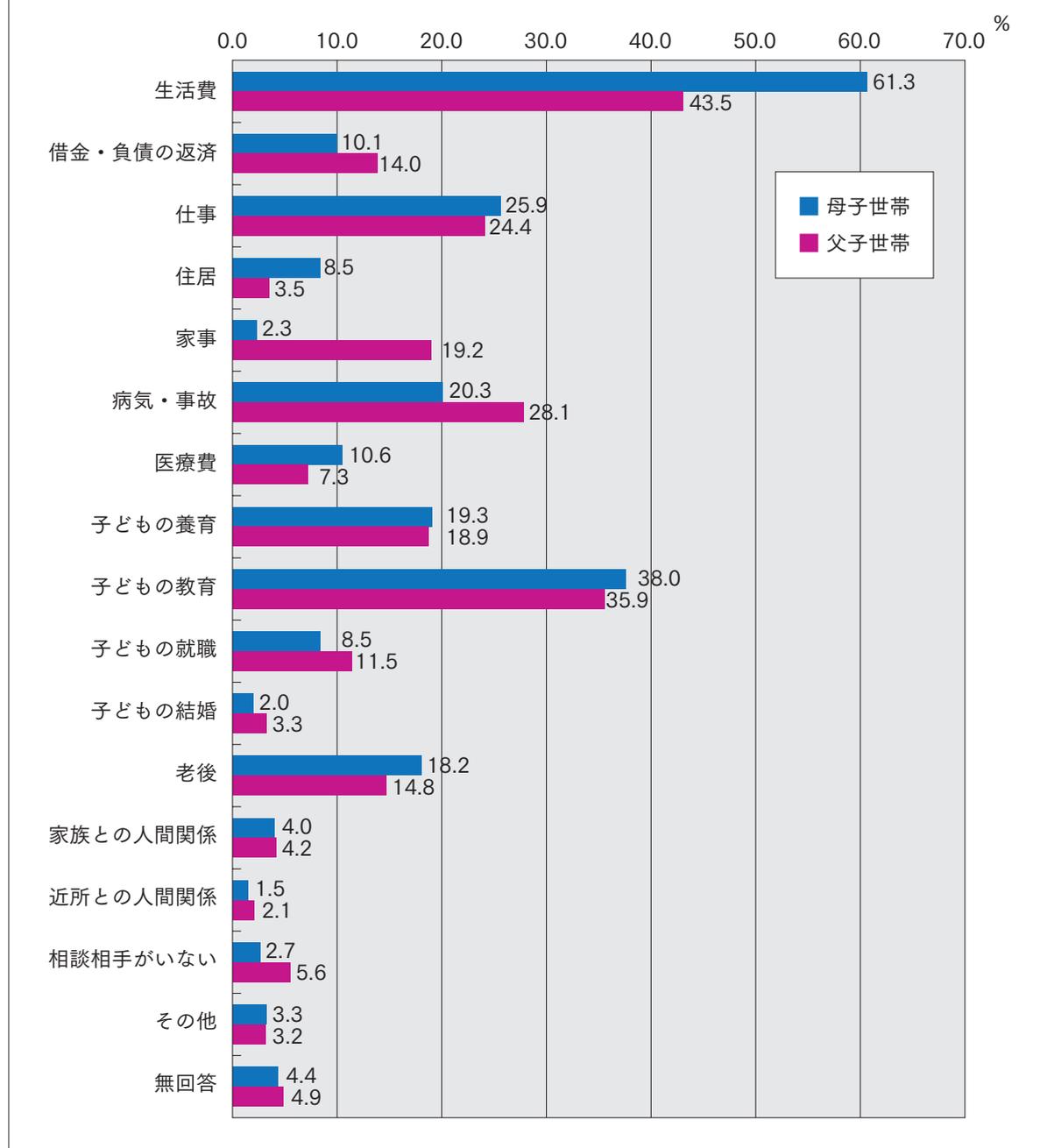
山口県の母子世帯・父子世帯数推移



※山口県母子・父子世帯等実態調査（平成24年）を参考に作成

※父子世帯については、昭和52年から世帯数調査実施

現在の悩み（母子・父子世帯）〔複数回答〕



出典：※山口県母子・父子世帯等実態調査（平成24年）

子育て家庭・
一人親世帯

事例 6 老夫婦と娘親子（一人親家庭）への支援

▼対象者の情報

〈対象者〉Fさん
〈性別・年齢〉70代 男性
〈職業〉タクシー運転手
〈住居〉持ち家（一戸建て）
〈健康状態〉ほぼ良好
〈家族構成〉妻・娘（40代）・孫（10代）
以前は、娘夫婦と孫の5人で住んでいたが、娘夫婦が離婚し、4人暮らし

▼事例の概要（相談の経緯）

最初の相談としてはFさんより
「娘が一人息子にかかりっきりで、収入もなく、高齢の自分が働かなくてはならない。」
「孫がひきつけを度々起こし、医者にかかっているが、娘は癲癇ではなく医者が処方した薬のせいでひきつけを起こすと思っている。そのため、診断した医者を信じる事が出来ず、県内、近隣の大学病院等でも診察をしてもらっており、その医療費はすべて、自分が支払っている。（結果としてどれも同様の診断）」
「孫自身も、自立ができず、気持ちのほけ口がなく家庭内暴力を振るうようになっている。」
との話しがあり、この先、どうしたら良いかとのことであった。
Fさんの自宅でFさん、妻、娘と民生委員の4人で話し合いの機会を持った。

▼民生委員としての支援

Fさんの自宅で、4人で話すも、娘は「家庭内の事だからほっといてくれ」とのことであったが、そのままにできず地域包括支援センターに相談。
その後、関係者で孫の将来を見据え、福祉課・警察・地域包括支援センター・社協・民生委員など、関係者で会合を持ち、孫の自立支援に向けて話し合った。

▼担当民生委員の感想

民生委員になる前から娘親子との関わりがあり、子どもの登校の見守りをしていたが、この親子だけは、四六時中一緒に離れているのは、授業中だけであった。
近所の人もいつも一緒では子どもの成長に歪が出ると思い、娘に注意するも聞く耳を持たなかった。
現在は孫も成人しているが、娘の無心が続いていて、それを避けるためFさんは持ち家を出て別に家を借り、妻と生活している。（娘には内緒）

事例 7 不登校をきっかけに支援を始めた母子家庭への見守り支援

▼対象者の情報

- 〈対象者〉 Gさん
- 〈年齢・性別〉 30代 女性
- 〈職業〉 無職
- 〈住居〉 市営住宅
- 〈健康状態〉 健康状態が悪く、精神的に不安定で薬を服用
- 〈家族状況〉 長男（小学生）、近くに実母が住んでいる
- 〈その他〉 生活保護受給

▼事例の概要（相談の経緯）

小学校長より主任児童委員を通じて「児童が不登校気味で、担任も迎えに行く等の対応をしているが、力を貸してほしい。」と支援の依頼を受けた。

担当地区の民生委員と情報を共有し、民生委員に支援に入ってもらうこととなった。

担当民生委員には、子どもの不登校の解決にウエイトを置かず、病気がちの母親への日常的な声掛けと労いの言葉をかけて欲しいと依頼し支援にあたってもらう。

その後、Gさんも健康を取り戻し、それと同時に児童も学校へ登校できるようになる。

しかし、1年後、Gさんと男性との同居が始まり、近所からの情報で子どもに対する虐待の疑いが浮上。また、Gさんからは、「同居男性からDVを受けている。」との話があり、親子は支援センターに保護される。男性は警察から通告を受ける。

その後、母子は住居を転居し、母親も健康状態が少し回復し、仕事に従事するようになり、母子ともに普通の暮らしができるまでになった。

▼民生委員としての支援

主任児童委員として当事者に接することが難しかったため、民生委員に支援をお願いした。（同じ地区に住んでいたため面識があった。見知らぬ自分が近づくことは、病気の母親にとって心の負担が大きいと考えた。）

支援のポイントを病気がちな母親の日常的な支援に絞ったことで、母親との信頼関係を民生委員が築けたことが解決につながった大きな要因である。

民生委員が得た情報を主任児童委員が学校や関係機関につなぐパイプ役となったことで、一人で事例を抱えこむことの負担が軽減できたと思う。

児童が転校することになってからの手続き、その他は主任児童委員が支援した。主任児童委員の存在を最初から母親に伝えてもらっていたことで、最終段階での支援もうまく進んだと思う。

▼担当民生委員の感想

不登校の児童をもつ家庭への背景として、今回一人親家庭ということがあった。

そこへ別の異性が介入してきて新しい家族を形成していく中に起きる様々な出来事の中でも、虐待やDVというのは最悪なケースである。

状況の変化がめまぐるしくて情報が交錯して当事者の主張にも揺らぎが多く、支援者として事実の把握に苦労した。虐待と決定するまでに時間がかかってしまったが、学校長が児童相談所へ通報したこと、関係機関とのケース会議の中でそれぞれが連携して万一の時に備えることができたことが母子の安全を守る重要なポイントとなった。

民生委員と主任児童委員が連携して動くことの大切さを学んだ。

不登校の原因が、家庭の問題に関係していることもあり、そのことの支援にあたらなくては根本の解決は難しいと思う。

親子が平穏な生活を取り戻してからわかったことだが、児童がずいぶん残虐な目にあっただにもかかわらず、母親を庇い続けたことを知り、一番弱いはずの子どもが一番の犠牲者だという事実は本当に心の痛む事例であった。

子育て家庭・一人親世帯の事例における支援のポイント

〈支援のポイント〉

- ・ 児童虐待等が疑われる場合には、迅速に児童相談所等に連絡をする。
- ・ 子育てに悩んでいる様子が見られたり、そうした情報を周りから得た場合には、声掛けや相談できる機関の情報を提供する等していく。
- ・ 「頼り」「頼られ」の関係が強すぎて身動きがとれない場合があるので、個人個人に「どうしたいのか」を考え、表明してもらう機会をつくる。

〈普段の活動の中で〉

- ・ 子育て家庭や、一人親世帯が地域で孤立しないように、地域全体で子育てをする環境づくりが重要。
- ・ そのためには、日頃から地域の子どもや親と出会った時には、声をかける等をしていく。そうした、日頃の関わりから「相談できる人がいる」ことを分かってもらう。
- ・ 子育てサロン等との関係を持ち出向くことで、子育て家庭等と自然と関係を築いていく。

子育て家庭・一人親世帯の相談窓口

〈子どもに関するあらゆる問題の相談窓口〉

該当市町	児童相談所名	住所	電話
山口市、防府市、美祢市	中央児童相談所	山口市大内御堀 922-1	083-922-7511
岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町	岩国児童相談所	岩国市三笠町 1-1-1	0827-29-1513
周南市、下松市、光市	周南児童相談所	周南市慶万町 2-13	0834-21-0554
宇部市、山陽小野田市	宇部児童相談所	宇部市琴芝町 1-1-50	0836-39-7514
下関市	下関児童相談所	下関市貴船町 3-2-2	083-223-3191
萩市、長門市、阿武町	萩児童相談所	萩市江向 531-1	0838-22-1150

〈子育て世代包括支援センター（※）一覧〉

※妊娠から出産、子育てまで、一貫して同じ場所で相談できる施設で、施設内に保健師や助産師、子育てまで一貫して同じ場所で相談できることをメリットとしている。

	名称	設置年月日	電話番号	所在地
1	下関市妊娠・子育てサポートセンター	H27. 3.1	083-231-1447	〒750-8521 下関市南部町 1-1
2	宇部市子育て世代包括支援センター Ube（うべ）ハピ	H27. 4.1	0836-31-1732	〒755-0033 宇部市琴芝町 2-1-10
3	光市子ども相談センター きゅっと	H27. 4.1	0833-74-5910	〒743-0011 光市光井 2-2-1
4	岩国市子育て世代包括支援センター ほっとI（あい）	H27.10.1	0827-29-0404	〒740-0021 岩国市室の木町 3-1-11
5	長門市産前産後サポートステーション	H28. 4.1	0837-27-0077	〒759-4101 長門市東深川 1326 番地 6
6	山陽小野田市子育て世代包括支援センター ココシエ	H28. 4.1	0836-71-1815	〒757-8634 山陽小野田市鴨庄 94 番地
7	周南市子育て世代包括支援センター はぴはぐ	H28. 6.1	0834-22-0850	〒745-0005 周南市児玉町 1-1
8	やまぐち母子健康サポートセンター	H28.10.3	090-6840-8585	〒753-0079 山口市糸米2丁目 6-6

〈その他の電話窓口〉

■山口県母子・父子福祉センター	083-923-2490
母子家庭、父子家庭等の生活相談、就業相談、就業のための資格取得の講習会等を行っています。	

精神疾患

「精神疾患」や「精神障害」については、法律や診断基準によってさまざまな定義があり、国際的にも、まだ統一されていません。

精神疾患が起こると、その症状からさまざまな「生活のしづらさ」が生まれてきます。そうした「生活のしづらさ」は、病気だけが原因ではなく、社会環境や個人の状態などが関わり合って引き起こされます。

精神障害のある人が経験する症状は一人ひとり異なることから、その人にしか分からないしづらさがあるということを、周囲の人達が正しく理解して、一緒に過ごしやすい環境をつくるのが大切です。

認知症

認知症については、以下のように説明されています。

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6カ月以上継続）を指します。

認知症を引き起こす病気のうち、もっとも多いのは、脳の神経細胞がゆっくりと死んでいく「変性疾患」と呼ばれる病気です。アルツハイマー病、前頭・側頭型認知症、レビー小体病などがこの「変性疾患」にあたります。続いて多いのが、脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などのために、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その結果その部分の神経細胞が死んだり、神経のネットワークが壊れてしまう脳血管性認知症です。

出典：認知症サポーター養成講座標準教材（特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク 全国キャラバンメイト連絡協議会作成）

高齢化に伴い、山口県においても認知症の人については、平成24年の6.3万人から、平成37年には9万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は、現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇すると見込まれています。

事例 8 精神障害があるため地域で孤立。財産相続で兄弟関係の悪化、未婚で一人暮らしだが日常生活の些細なことから将来や死後のことまで不安を募らせているHさんに対する支援

▼対象者の情報

〈対象者〉 Hさん

〈年齢・性別〉 60代 女性

〈職業〉 無職

〈住居〉 持ち家

〈健康状態〉 精神障害1級。統合失調症で通院、体調不良が多い、ヘルパーによる買物支援あり。

〈家族状況〉 両親が亡くなり5年前から一人暮らし
兄弟は姉と兄がいる
姉は遠方、兄夫婦は市内
従妹が市内在住（疎遠）

▼事例の概要（相談の経緯）

5年前に父親が亡くなり葬儀に参列してみると、親戚や近所づきあいがいないこと、兄弟と不仲であることが発覚。

葬儀後の一人暮らしを案じ、見かけたときには必ず挨拶をし、時には訪問をして体調や生活の様子を聞き、困りごとや相談があればいつでもと声かけをしていた。

しばらくすると相談電話や訪問が始まり、次第に回数が増えていき一日に何十回と異常なほどであった。訴えは毎回似ており、兄弟間で財産分与で揉めていることや通院している病院の不満、一人暮らしの不安と自分の将来、葬儀や供養の心配、地域のことや体調の不安などであった。

症状がよくないときは電話の回数が増え、一方的に同じことを繰り返して不安を訴える。

これまでに宗教団体や訪問販売などに救いを求め、のめり込んだので繰り返さないためにも、またできるだけ穏やかな地域生活を送って欲しいと支援を深めた。

▼民生委員としての支援

- ・ 障害という意識を持たずに、地域の住人の一人として寄り添い、常に冷静に穏やかな口調で心の声を聴くように努めた。
- ・ 地域（近隣・町内）での支援も丁寧に依頼する。
- ・ 弟とはお互いに着信拒否をしているため、緊急の場合に本人との連絡が取れない。民生委員が窓口となり兄弟とは連絡が取れるように人間関係を繋いだ。

- ・ Hさんの兄弟にも障害に対しての理解をしてもらうよう努めた。
- ・ Hさんとのコミュニケーションがうまく取れるように、病院、ケアマネジャーとは連絡を取り症状の把握と地域生活での注意点を聞き連携をとることにする。→後に転院する
- ・ 市の障害福祉課と連絡を取り、地域での見守り支援における連携をとることにする。
- ・ Hさんには悩んだ時には一人で解決しようとしなくて、民生委員や市の障害福祉課の担当者や病院の先生やケアマネジャー、ヘルパーさんに相談することを常に伝えた。

▼担当民生委員の感想

- ・ 孤立していたHさんに対して、心配事や将来の不安をひとつずつ根気よく一緒に考えていった。そうすることで、徐々に心を開き、こちらの助言にも聞く耳を持ってもらえるようになった。
- ・ Hさんは自分中心で我儘であったが、何年も関わってきた結果、それは生育環境と社会性の希薄さ、そして障害があるためだと気づいた。
- ・ 民生委員が接触することにより近所の目も変わり、一緒に支援や見守りをしてもらえるようになった。
- ・ 人間関係は障害の有無に関わらず、私たちでも難しく、また関係機関の支援者でも本人との相性がある。様々な人の関わりのなかで良好な関係を築ける人に巡り合えるとスムーズな支援につながると思う。

事例 9 認知症を患い、地域で孤立したIさんに対する見守り及び支援

▼対象者の情報

- 〈対象者〉 Iさん
- 〈年齢・性別〉 80代 男性
- 〈職業〉 無職
- 〈住居〉 持ち家（一戸建て）
- 〈家族状況〉 妻 ※認知症を患い、施設に入所中
- 〈その他〉 妻が入所中のため一人暮らし
近くに頼る親戚等はいない

▼事例の概要（相談の経緯）

Iさんは、近くに子供もなく、隣近所との交流も全くない人で、ある時から民生委員の自宅に月に数回、生活が困窮しているのを、生活保護の申請をしてほしいと来訪する様になった。

又、数年前から地域住民より「Iさんが車を運転するのが怖い」と苦情が寄せられていた。

その後、スーパーのレジで支払いの清算が出来ず、店員さんに財布を預け清算してもらっている姿や、駐車場に置いてある自分の車が判らず困惑している姿がたびたび見受けられるようになった。

▼民生委員としての支援

生活保護の件は、市役所に相談したところ、月々12万円の年金があり支給は困難ということで、その旨を遠くに住む息子さんへ連絡。

運転免許の件は、警察署を訪問し、Iさんの運転が著しく危険なこと、そして困難なことを伝え、昨年4月の更新を中止させた。

さらに、介護認定の申請をし、現在はホームヘルパーに室内清掃、買い物等をしてもらっている。

▼担当民生委員の感想

事故が起こる前に運転免許証の取消が出来てよかった。

現在、ホームヘルパーのおかげで、少し家も綺麗になり、買い物で立往生することもなくなったので、本人にとっても、地域住民にとっても良かったのではないかと思われる。

事例 10 生活困窮であり、アルコール依存症で地域からも孤立している問題

▼対象者の情報

- 〈対象者〉 Jさん
- 〈年齢・性別〉 40代 男性
- 〈職業〉 無職
- 〈住居〉 持ち家
- 〈健康状態〉 アルコール依存症
- 〈家族状況〉 小学校時代に母親を交通事故で、その後父親も病気で亡くし未婚一人暮らし

▼事例の概要（相談の経緯）

Jさんは幼児期から喘息があり、学校卒業後、就職するが長続きせず、家業の建設業も務まらず父の死後は父の財産で生活していた。

それが底をついた後は、2人の姉が援助していたが、それも続かなかった。またお酒を呑んでは暴力的になることから縁を切られ、とうとう生活が出来なくなり民生委員に相談があり、最終的に生活保護受給となった。

Jさんは、地域の評判は悪くはない。綺麗好きで地域の行事にも協力していた。

受給した金を全部呑み代に使うため、地域福祉権利擁護事業契約をすすめたが、利用していた金が無くなるとアルコール依存症の為の精神科病院に入院、金が貯まると任意退院をする等の繰り返しである。

地域福祉権利擁護事業も金が自由にならないから解約してしまう。

素面の時に、依存症の治療をすること、医療機関の規則に従うこと、地域住民とトラブルは起こさないこと、特に飲酒してのトラブルは厳禁と話をした。

しかし、携帯電話の詐欺サイトに手を出し保護費を全部つぎ込み電気も停止され、食べ物はフードバンクから調達した。

その後、近所の商店に忍び込み酒とタバコを盗み逮捕、拘留され、有罪～執行猶予で釈放されたが、その足でコンビニに向かいワインを1本買っていた。

何を買ったか？と聞くと隠したが、見るとワインだった。

▼民生委員・児童委員としての支援

民生委員には言わないでくれと、近所の高齢者に金の無心に行き借りたこともある。民生委員でも金を貸すことが支援にはならない。自分が働き収入を得て生活するという、普通の喜びを持たせたいのだが…、それが叶わない。

冬の寒い時期に水道管が破裂し、廊下が水浸し、量水器を止め床に潜り込み、鉄管の破

裂修理をした。当然修理代を貰うつもりはないが、福祉事務所から、「そうしたことは業者に頼まないといけない。」と注意された。

本人も自立を希望する様子もなく、民生委員の支援にも限界を感じる。

▼担当民生委員の感想

本人に病気を治療して、普通の生活が出来るようになって欲しいとの思いから叱って、その時には「ハイハイ。」と本当に返事はいいのですが。

ある日、病院に連れて行ってほしいと言われ、その車中では、酒の匂いはしなかったが、先生の前で「今朝ワイン1升呑んだら気分が悪くなった」と話し、先生からは「呑んで病院に来たら診察はしない」と断られた。

そうした態度に私の方が我慢出来なくなって、「先生の前でその態度はどうなのか」と激しく怒った。

帰りの車中で「入院しても、トラブルを起こして退院したり、他の病院へと移ったりを繰り返すと入院を受けてくれるところが無くなるよ。このままでは、誰も相手をしなくなるよ」と伝えると「ハイハイ。」と聞いてはいるのだが。

実に難しい、悲しい。

Jさんはまだ若く、このままで人生を終わらせたくないとの思いもあり、何か策はないものかと思っている。

事例 11 アルコール依存症のため、地域で孤立したKさんに対する支援

▼対象者の情報

〈対象者〉 Kさん
〈年齢・性別〉 70代 男性
〈職業〉 無職
〈住居〉 持ち家
〈健康状態〉 不良
〈家族状況〉 結婚歴なし
県内に姉一人、県外に兄一人がいるが、付き合いはない

▼事例の概要（相談の経緯）

Kさんはアルコール依存症で、朝からお酒を飲んで、大通りで寝転んで通行を妨げたり、人の家に入り込んで出て行かないなど、地域の人から迷惑がられ孤立している状態だった。

最初は、訪問しても心を開いてくれず、話もしてくれなかったが、見守り活動を続けていくうちに、少しずつ自分の生い立ちや困っている事など話をしてくれるようになった。

近所や自治会福祉部の人達にも協力してもらい、サロンへの参加も出来るようになったが、お酒は止められず、市の担当課につないで入院の手続きをとってもらった。

▼民生委員としての支援

見守り活動を近所の人や自治会の福祉員にも協力してもらうことで、サロンへの参加が実現し、地域の人との交流ができた。

また、市の保健師にも訪問してもらうなどしたが、結局改善しないので、入院して治療することになった。

▼担当民生委員の感想

孤立していたKさんに、地域の人達に協力してもらうことで少しずつではあるが、班長の仕事を積極的に引き受けるなどの変化が見られるようになったことは良かった。

人それぞれの幸せの尺度が違うということが、Kさんと接してよく理解できた。その人にそった支援をしていくことが大切で、そのためには、対象者の話を良く聴くことが必要であると思う。

事例 12 統合失調症を患うLさんへの対応について

▼対象者の情報

〈対象者〉Lさん
〈年齢・性別〉50代 男性
〈職業〉無職
〈住居〉持ち家
〈健康状態〉統合失調症
〈家族状況〉一人暮らし

▼事例の概要（相談の経緯）

Lさんは都会で長く働き、両親の元に帰って生活を始めた。

父親が亡くなると生活も乱れ、心身に不調をきたし、家財を家の外に放り出したり、大きな声を出したり、母親をけがさせたこともあったようである。

結局、母親はLさんの弟に引き取られた。

その後も夜中に近所に食べ物を借りに行ったり、ドアを叩いたりするようになり、民生委員に近所の人から連絡や苦情が来るようになった。

また、無銭飲食等で警察にも迷惑をかけている。

金銭管理は社協で行っていたが、一時的に大金が入ると中古外車を購入することもあった。現在入院加療中。

▼民生委員としての支援

当初、私は病気である事を知らずお金がないと言うので、食べ物をあげたり、近所の方へ協力をお願いしていた。

途中でおかしいと思い、関係機関に確認するとすでに各機関が動いていた。

民生委員も親戚という方の協力を得るため2度集まってもらい、相談したが、母親のいない今では協力は得られなかった。

▼担当民生委員の感想

早い時期に関係者が集まるべきであった。このような事例での地域での協力は得にくい。社会福祉協議会の担当者は大変良くやってくれた。

精神疾患・認知症の事例における支援のポイント



〈支援のポイント〉

- ・ 民生委員・児童委員がどこまで支援すれば良いか線引きが難しい部分があるが、だからこそ活動の基本である関係機関との連絡、調整を心掛ける。無理な活動はしない。
- ・ 対象者との信頼関係をいかに築くかが大切であるため、相手の話に耳を傾けて、相手の思いを聴くことから始める。
- ・ 対象者だけではなく、プライバシーに配慮しつつその家族や親族とも関り、民生委員・児童委員が信頼されることで、家族の協力等も得られやすくなる。
- ・ 周囲の理解不足や本人・家族が自らを責める気持ちが支援を困難にしている場合があるので、両者の「つなぎ役」として動く。

〈普段の活動の中で〉

- ・ 早く気付き、支援に繋げることが大切であるため、日頃から自治会や福祉員、地域見守り隊等と情報交換等を含め連携をとっておく。
- ・ 地域で孤立しないように、普段の声かけ等を大切にし、地域との繋がりが希薄な場合は、例えば地域のサロンに誘ってみる等行っていく。
- ・ 障害の特性を正しく認識し、人格を尊重した支援ができるよう、地区等で障害についての理解を深める研修会を開催する。

※日頃の見守りの中でのチェックポイントについて、右記のようにまとめられています。

(出典：「東京都健康長寿医療センター研究所 野中ら. 日本公衆衛生雑誌. 2013 60(10)651-658」) 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター)

見守りのポイント	
☑ 1	立ち話や会話の最中に同じ話を何度もする
☑ 2	妄想があるようだ
☑ 3	最近、服装が乱れてきた ・ 服装が汚くなってきた ・ 毎日同じ服を着ている ・ 季節にそぐわない服を着ている
☑ 4	近所で道に迷うようになった
☑ 5	身嗜みが乱れてきた ・ 髪の毛や髭の手入れがされていない ・ 臭くなってきた
☑ 6	歩く姿が危なっかしい・具合が悪そう
☑ 7	新聞や郵便がポストにたまっている
☑ 8	夜に電気がつかない・昼間なのに電気がついたまま
☑ 9	同じ洗濯物が何日も干しっぱなしになっている

認知症の相談窓口

〈認知症に関する相談窓口〉

相談機関等	相談内容	県内設置数・窓口
認知症疾患医療センター	医療ソーシャルワーカー・保健師等が、本人・家族、介護・福祉関係者から様々な相談に応じるほか、保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症に関する情報提供を行う。	認知症疾患医療センター (資料1)
認知症コールセンター	認知症の専門家や介護経験者が、認知症の方や家族の方からの電話相談に応じる。	083-924-2835 ※月・水・金の午前10時から午後4時まで（祝日・年末年始は休み）
地域包括支援センター	高齢者の介護や福祉などの総合的な相談に応じるとともに、ケアマネジャーをはじめ保健・医療・福祉等の関係機関と連携して、高齢者の生活支援や介護予防を支援する。	各地域包括支援センター
在宅介護支援センター	介護に関する相談に応じるとともに、市町や地域包括支援センター等との連絡調整を行う。	各在宅介護支援センター
市町	身近な相談窓口として、保健・医療・福祉に関する総合的な相談に応じるほか、各種サービスを利用する際の申請窓口となる。	各市町保健センター又は 高齢保健福祉担当課
健康福祉センター	保健・医療・福祉に関する総合的な相談に応じるとともに、訪問指導や各種情報提供を行います。	県内8箇所
精神保健福祉センター	精神科医、臨床心理士、ケースワーカー、保健師が精神保健福祉に関する専門相談に応じる。	山口県精神保健福祉センター（防府市） 0835-27-3480

<p>家族・介護者の会</p>	<p>多くの市町に、認知症高齢者の家族会や介護者の会があり、介護している人がお互いに思いや悩みを話し合ったり、リフレッシュしたり、介護に関する勉強をしている。 ▼山口県認知症を支える会連合会（県内の家族会等が集まって形成された団体） 090-2007-4683 0820-77-0679（郡方:こおり方） ▼公益社団法人認知症の人と家族の会山口県支部（全国家族会の山口県支部） 083-925-3731</p>	<p>市町又は市町の社会福祉協議会</p>
<p>権利擁護について</p>	<p>本人に代わり財産の管理等を行う成年後見制度や、日常的な金銭管理などを行う地域福祉権利擁護事業に関する相談を受けている。</p>	<p>山口県地域福祉権利擁護センター（県社協） 083-924-2845 山口地方家庭裁判所（山口市） 083-922-1330 山口県弁護士会（山口市） 083-922-0087 リーガルサポート山口（山口県司法書士会：山口市） 083-924-5220 権利擁護センターぱあと なあ山口（山口県社会福祉士会） 083-928-6644</p>
<p>はいかいSOS ネットワーク</p>	<p>認知症の人の行方不明等に、協力機関と連携してすみやかな発見と保護を図る。</p>	<p>各市町高齢保健福祉担当課</p>
<p>介護支え合い電話相談</p>	<p>社会福祉法人浴風会が行う電話とファックスによる介護の悩み相談事業。高齢者の介護にあたる家族が抱える様々な悩みを、同様の介護経験をもつ相談員が受けとめ、不安や孤独感の解消を図り、適切な情報提供を行うことを目的としている。</p>	<p>03-5941-1038 月～木 10：00～15：00 （金土日・祝日・年末年始は休み）</p>

(資料1) 認知症疾患医療センター指定病院 (県指定)

病院名	住 所	相談窓口電話
山口県立 こころの医療センター	〒 755-0241 宇部市大字東岐波 4004 番地の 2	0836-58-5950
医療法人 新生会いしい記念病院	〒 741-8585 岩国市多田 3 丁目 102-1	0827-44-1464
山口県立総合医療センター	〒 747-8511 防府市大字大崎 77 番地	0835-28-7856
医療法人水の木会下関病院	〒 759-6613 下関市富任町 6 丁目 18-18	083-258-2140
医療法人愛命会泉原病院	〒 745-0833 周南市泉原町 10-1	0834-21-6817
国立病院機構 柳井医療センター	〒 742-1352 柳井市伊保庄 95 番地	0820-27-0321
医療法人杏祐会三隅病院	〒 759-3802 長門市三隅中 3242 番地	0837-43-0711
医療法人水の木会萩病院	〒 758-0057 萩市大字堀内 278 番地	0838-25-1498

その他

今回カテゴリー分けをした事例以外にも、民生委員は、様々な事例と関わる場合があります。



事例 13 複合的な問題により通常の生活が困難家庭への関わり事例

▼対象者の情報

〈対象者〉Mさん

〈年齢・性別〉60代 女性

〈職業〉無職

〈住居〉市営住宅

〈健康状態〉目が不自由で殆ど見えない

〈家族状況〉長男（30代）

※知的障害はあるが、通常の生活には支障なし。

長女（30代）

※精神疾患があり、家族とコミュニケーションが上手くとれない

〈その他〉3人ともそれぞれに障害者生活支援センター、地域包括支援センターより支援を受けている

▼事例の概要（相談の経緯）

Mさんより民生委員に長女の通っている障害者生活支援センターのことで「センターの職員が異動し、娘と合わないようである」との相談があった。また、娘が定期的に病院を受診しており、「病院に一緒に行ってほしい」とのことであったため、障害者生活支援センターの職員とともに市の病院に行き、担当医を交え面談、その後も定期的に通院中である。（現在は同行していない。）普段は作業所に通っている。

また、長男は母親の面倒を見ながら、別の作業所に通っているが、母親の面倒を毎日みるのは負担が大きいとのことで、地域包括支援センターの職員と話し合いMさんは週2日デイサービスに行くことにした。

その後、Mさん、長男が入院することとなり、娘さん一人になったことで、不安を抱えていると地域包括支援センターより話があった。

▼民生委員としての支援

地域包括支援センターの職員と連携しながら対応している。長男については、ごみ出し

等の生活上のことで、月2～3回程度電話がかかってくるが、ちょっとしたアドバイスで理解が得られるようになった。

長女は、我関せずの姿勢があり、コミュニケーションが取りにくい部分もあったが、母親と長男の入院を機に「何か不安なことがあれば相談に乗る」と伝えている。

▼担当民生委員の感想

家族の3人とも、障害者生活支援センター、地域包括支援センターからの支援をそれぞれ受けているので、心強く感じている。

話を聞くのが主で、具体的には何もしていないが、それぞれの支援センターへ繋げていければと思っている。



〈支援のポイント〉

- ・ 話をしっかり聴くことで、少しでも不安な気持ちを受け止めることができるようにする。
- ・ 障害者生活支援センターや地域包括支援センターと民生委員・児童委員が連携した取組がなされている。

〈普段の活動の中で〉

- ・ この事例は民生委員に直接相談があった事例である。民生委員・児童委員として地域の人から知ってもらうことで、地域の人から信頼されることにも繋がる。
- ・ 民生委員一人での支援ではなく、関係機関や住民との連携した支援も必要なことから、日頃から積極的に地域に出向いていく。

事例 14 手術入院が必要なNさんへの入院中と前後の支援

▼対象者の情報

〈対象者〉Nさん
〈年齢・性別〉80代 女性
〈職業〉無職
〈住居〉持ち家（一戸建て）
〈健康状態〉服薬はあるが、大きな問題は特になし
〈家族状況〉長女 ※結婚し、遠方に住む
〈その他〉夫と死別し、数年前に長男を亡くし現在一人暮らし

▼事例の概要（相談の経緯）

Nさん宅へは安否確認も兼ね行って話しをすることが度々あり、その中でNさんより主治医から内視鏡手術を勧められたとの相談があった。Nさんは現在、健康状態も良く「手術をするなら今。」との話しになり、手術を受ける事となった。

手術入院に2名の連帯保証人が必要と確認し、長女に連絡を取ってもらい、入院日に3名で手続きを行った。

連帯保証人には民生委員の名も連ねた。手術は順調に完了し、その時は心配不要な状況にみえたが、3日後に転倒して再入院したとの情報が入った。見舞いに行くと、発熱もありしばらく入院となった。

その後も熱が下がらず、一時は認知症の心配もされたが、一月半で退院の運びとなった。

退院後、ヘルパーに入ってもらっても、その後必要なくなり、現在、薬の確認をするだけで良い状態になっている。

▼民生委員としての支援

- ・ 入院手続きと入院中の状況確認に通った。
- ・ 家族が遠くやむを得ず、連帯保証人に名を連ねた。
- ・ 入院により留守となるNさん宅への対応を近所の人に協力を求めた。
- ・ 退院前に医療福祉連携室の相談員や看護師と話しあった。また退院後のNさん支援について、Nさん、ケアマネ、看護師と話し合った。退院後自宅でNさん、ケアマネ、居宅介護の担当で介護計画の説明を受けた。
- ・ お薬カレンダーを調達し現在、薬服用の確認を続けている。

▼担当民生委員の感想

通常、連帯保証人にはならない事になっているが、今回は協力した。遠くても家族になってもらったほうがよかったのかもしれない。

かなり手厚い支援となってしまったが、これが複数となった場合難しい状況が予測される。



〈支援のポイント〉

- ・ 高齢で一人暮らしのNさんにとって、手術は不安であることが予測されるため、その気持ちに寄り添ってあげることは大切である。
- ・ 今回の事例では、本人と関わりの中での信頼関係があったことから連帯保証人になっているが、基本は家族（親族）で対応をお願いできるようにする。
- ・ 身内が遠くにいるため、手術後の日常の生活面についても、見守っていく必要がある。また、その際には、家族（親族）、関係機関との連携をしていく必要がある。

（参考）手術の同意について

高齢者の入院や緊急手術の際、民生委員に対し、病院側から

- ①入院に関しての保証人となること
- ②手術に関する同意書への署名

が求められるケースがありますが、民生委員の職務の範囲を超えるもので、法的に対応すべき責任があるものではありません。

とくに、手術の同意については、民生委員の立場で署名を行っても、法的効果はないものと解されます。病院側としては、後々の家族への説明などのために民生委員に署名を求めることがあると思われそうですが、この点については辞退し、家族がいる場合には、その連絡等に協力すればよいと考えます。

出典：全国民生委員児童委員連合会「民生委員・児童委員による相談支援活動のヒント集」

〈普段の活動の中で〉

- ・ 家族が遠方にいる場合は、見守りや何かあった時の対応等、近隣の人達の協力も欠かせなくなってくるため、本人や近隣との関係が希薄な場合は、そこを繋いでいくような支援をしていくことが必要である。

▼対象者の情報

〈対象者〉Oさん
〈年齢・性別〉80代 女性
〈職業〉無職
〈健康状態〉心臓の持病あり
〈住居〉持ち家（一戸建て）
〈家族状況〉独居

▼事例の概要（相談の経緯）

9月のある日、午前8時頃、友愛バザーの手伝いに出かけようと玄関を出ると、Oさんが、ふらふらしてよろけながら自転車を押し、家の道路前を通り、最終的に隣の家のコンクリートに寝そべて動けなくなってしまったところを目撃した。

朝早くから畑仕事に出たようで、自転車の前かごには草刈りの道具が入っていた。

▼民生委員としての支援

熱中症を疑ったが、1人では対処できないと思い、近所に住んでいる福祉員を走って呼びに行き、救急車を手配してもらった。

また、自宅からアイスノンやスポーツドリンク、うちわを持って来てOさんの首の後ろと両脇にアイスノンを入れ、スポーツドリンクを少しずつ飲んでもらい、うちわであおぎながら救急車を待った。

病院では点滴をしたが、幸い入院しないで済み、帰宅することが出来た。

▼担当民生委員の感想

Oさんは心臓の持病があるので、とても心配しましたが、無事だったので、安心した。

丁度出かける時に、我が家のすぐ隣で動けなくなっていたところを見かけたことが幸いした事例だが、もし手当てが遅くなったら亡くなっていたかもしれない。

それ以来、出会うたびに「水分はちゃんと取るようにしてね！」と言うようにしている。

「のどがかわいたとあまり感じない」と言われることもあるが「かわかなくても少しずつ飲んでね！」「起きた時と寝る前！」「お風呂に入る前と入った後！」等と訪問時には声かけをする様になった。お水やお茶ばかり飲んで倒れた方もおられるので、スポーツドリンクをすすめている。（汗と共に塩分も出るので）



〈支援のポイント〉

- ・ 急な出来事に関わらず、民生委員だけでは対応できないとの判断を的確に行い、福祉員との連携をし、救急車を呼んでいる。
- ・ 日常から気にかけていたこともあり、また、福祉員との日頃からの信頼関係もあったことから、スムーズな対応が来ている。

（参考）救急車への同乗について

高齢者の救急搬送に際して、救急車に同乗することは、基本的に民生委員の職務の範囲を超えるものと考えられます。法的な責務があるわけではありません。

もちろん、日頃から親しくしている高齢者である等の理由から、委員本人が「放っておけない」との思いから同乗を否定するものではありません。

出典：全国民生委員児童委員連合会「民生委員・児童委員による相談支援活動のヒント集」

〈普段の活動の中で〉

- ・ 高齢の方にとって、真夏や真冬は健康的にも厳しいことから、民生委員・児童委員としてもこうした季節に起こりやすい病症等を知っておくことが必要である。
- ・ 日常の気かけ、見守りをする際に、直接声掛けをしてコミュニケーションをとりながら、相手の様子を伺いつつ、こちらの存在を認識してもらう。

▼対象者の情報

〈対象者〉Pさん
〈年齢・性別〉50代 女性
〈職業〉主婦
〈家族状況〉夫と2人暮らし 夫は営業の仕事
一人娘は大学2年生で他県に在住
Pさんの姉妹は県内在住・両親は数年前に死去

▼事例の概要（相談の経緯）

地区内の川で顔を洗っている女性がいると連絡があり現場に行くと、Pさんが泣いている様子。手に持っている大きなビニールの袋には根が付いた雑草の花が入っている。

Pさんの夫に話を聞くと、以前、母の日に娘がPさんに鉢植えの花をプレゼントした。その時の事を思い出して鉢に植えようと思ったのだろうとのこと。

娘が大学進学で居なくなりさびしくなった様子を心配し、夫が昼食時には家に帰っている。

Pさんは以前うつ病で入院していたことがあり、今も投薬は受けているが医師は随分良くなったので一番軽い薬で良いと言っているとのこと。

地域内を早朝から歩き廻り不審がられていることを夫に伝えると、夫はそのことを知らなかった様子。

▼民生委員としての支援

日中の寂しさを解消する為には、デイサービス等が利用出来ないか包括支援係に問い合わせたところ、65歳以上であるか障害手帳を持っているかの条件が必要とのこと。

高齢者サロンに参加を呼びかけしてみようとしたが、Pさんを良く理解している人が無理ではないかと言う。

（Pさんは初めての部屋に1時間も座っていることは出来ない）

▼担当民生委員の感想

Pさんの近所の人にそれとなく聞いたところ多数の人が知っており、撥ね付ける人と、家に入れてコーヒーをご馳走した人もあり今回、民生委員が知ったと言うことで気が軽くなったと言われた人もあり、地域住民との連携の大切さを改めて認識した。



〈支援のポイント〉

- ・ Pさんの行動を心配に思った民生委員は、すぐさまPさんの夫に話を聞く等の次のアクションを起こしている。
- ・ Pさんの状況把握を行った上で、地域包括支援センターにも相談をしている。
- ・ 今後は地域の人に理解と協力を求め、地域全体で見守っていくような体制を整えていくことが必要である。
- ・ 仮にサロンに行くことが困難な場合でも、地域の人達で散歩等での寄り添い支援が行えるのではないかなども検討ができる。

〈普段の活動の中で〉

- ・ 近所のサロン等の状況等、地域の社会資源を知っておくことで、対象者に応じた幅広い対応が可能となる。

事例 17 不当代金請求を受けたQさんへの対応

▼対象者の情報

- 〈対象者〉Qさん
- 〈年齢・性別〉80代 男性
- 〈職業〉無職
- 〈住居〉一般住宅
- 〈健康状態〉高齢で足腰弱く、健康状態は悪い
- 〈家族状況〉妻
- 〈その他〉妻と二人暮らし（妻は現在入院中）

▼事例の概要（相談の経緯）

平成20年3月、高齢男性Qさん方洗面所の水道蛇口からの水の出が悪いため、自らが新聞折り込みの「水道修理屋」に依頼し、5万数千円で蛇口等を取り替えた。しかし水の出はよくなったものの、蛇口とセットになっている洗面台底部分の栓（ゴム様）が大きめで穴にはまらないため、数日後、再度当該業者にその旨依頼したところ、「出張費がいる、栓の代金も貰う。」と言われたが、たまたま介護認定の用務で訪問していた地域包括支援センター職員の機転で民生委員に通報があり、連携して不当要求を未然に防止したものの。

▼民生委員としての支援

通報でQさん方に駆けつけた担当民生委員は、包括支援センター職員からの下記の説明を受けた。

- ・ 職員が介護認定関係の用務でQさん方を訪問すると、Qさんの申し出で再度来訪した当該水道業者が、「栓は指で強く押せば穴にはまる。」と言うので、職員が「高齢者では無理。直してあげてください。」と反論すると、業者は渋々ホームセンターに栓を買いに出かけて行った。
- ・ 新聞折り込み業者でかつ部品を揃えていない、修理は完了していないのに出張費を要求する等のことがあり職員が悪質業者だと思い、民生委員に連絡したとのこと。
- ・ 状況を把握した民生委員は、修理未了であり、出張費や部品代を支払う必要ないと判断し、支払わないことの交渉をし業者に承知させた。
- ・ その後、民生委員が手を加えて正常に水は出るようになり、Qさんから感謝された。

▼担当民生委員の感想

- ・ 超高齢化時代を迎え、高齢者が狙われる悪質事案はますます増加することが予想される。このような被害を防ぐためにも、平素から民生委員は高齢者と接する機会の多い地域包括支援センター等関係機関との良好な関係、連携の重要性が再認識された。

- ・ 高齢者に接する者として、常にこうした事案対応に精通するため、自己研鑽が大切であることを教えられた。
- ・ 高齢者は、新聞折り込みなど安易なものに引かれがちである。Qさんには、業者選びは慎重に行うことを助言したが、我々は機会あるごと高齢者等に注意を促していく重要性を感じた。



〈支援のポイント〉

- ・ 日頃からの地域包括支援センターと民生委員・児童委員との関係が、事案解決に役立った事例である。今回の事例ではなかったが、場合によって消費生活センターや警察等へ繋ぐことも必要になる。

〈普段の活動の中で〉

- ・ 高齢者の被害が深刻な問題となっている背景には地域で孤立している高齢者が多く、誰にも相談できない、おかしいことに気付いてくれる人がいない等、考えられる。よって民生委員としてちょっとした不安や悩みを日常会話の中から話しが出来るような関係作りをしていく。
- ・ 一人暮らし高齢者や高齢者世帯については、悪質業者に狙われる可能性も高いことから、日頃の見守り活動等で注意を促し、被害防止に努める。
- ・ また、どういった悪質業者のパターンがあるのか、警察との連携、地区や市町域での研修の中で学ぶ機会を設けていく。同時に地域の高齢者に対しての訪問時等の直接の声かけの他、サロン等の集いの場等でも情報を発信し、注意を呼びかけていく。

～自宅で倒れた高齢者をガラス割り侵入して救助できる？～

▼対象者の情報

- 〈対象者〉 Rさん
 〈年齢・性別〉 70代 女性
 〈職業〉 無職
 〈住居〉 一般住宅
 〈健康状態〉 高血圧症、足膝悪く要支援2
 〈家族状況〉 主人を亡くし一人暮らし、子供は市外居住

▼事例の概要（相談の経緯）

平成20年、2月にRさんが当日デイサービスのため職員が自宅に迎えに行ったところ、テレビの音ができるのに応答がなく、家には鍵も掛かっていた。

連絡により駆けつけた民生委員らが家の周囲を調べたところ、Rさんが家の中で倒れているのを発見、救急車を呼んで緊急搬送し、一命をとり止めた。原因は脳内出血であった。

▼民生委員としての支援

今回は次のとおりスムーズに進んだ

- ・市外に住むRさんの子供に電話ですぐ連絡が取れた。
- ・ガラスを破って居宅侵入の了解が取れた。
- ・主要通りまで出て行き、救急車の誘導を行った。
- ・到着した救急隊員は、家族の「ガラス割り了解」を聞いて、ガラス破りに着手した。

▼担当民生委員の感想

- ① 次のような場合の措置は如何か気になった。
- ・ 親族に連絡がつかず、ガラス破りの同意が取れない。
 - ・ 家の周囲を調べても姿が見当たらない。倒れているかどうか不明で、緊急性の判断がつかない。
 - ・ 逆に多量の出血が見られ、直ちに家の中に入って止血等の措置が必要である。こうした場合、民生委員がガラスを割って屋内に入ることが出来るかどうか。

～専門機関に相談した結果～

- ・ 違法ではないが、好ましくない。民生委員には警察や消防などのように公権力が与えられていなく、無理をすべきでないとする。
- ・ むろん、Rさんの姿が見えないときは、入ることはできない。違法である。
- ・ ただし、大量に出血しているなど救急車を待っていたら命にかかわるような場合は、

当然入って措置すべきである。

② 緊急時の連絡先の把握

今回、Rさんの娘さんの携帯電話番号を把握していたのですぐ連絡が取れた。今どき家の固定電話では日中には先ずつながらないだろう。

高齢者への見守り活動を任務とする民生委員は、平素から緊急時の確実な連絡先を把握しておく重要性を改めて感じた。



〈支援のポイント〉

- ・ Rさんの日常の支援に関わる人達（今回でいうとデイサービスの職員）と民生委員との関係が出来ていたため、連絡がすぐに入ったことは良かった。
- ・ 民生委員が緊急連絡先を把握できていたため、その後の対応がスムーズに出来た。
- ・ 民生委員一人で対応するのではなく、消防等とも連携した対応が出来ている。

（参考）高齢者宅の窓ガラスを割っての安否確認について

民生委員が普段から安否確認訪問をしている高齢者宅において、応答がないために窓ガラスを割って中の様子を確認したとの事例が毎年寄せられています。

しかし、室内で倒れているのが視認できるなどの場合を除いては、民生委員自らガラスを割るのではなく、まずは市区町村行政、もしくは消防に119番通報することが適当といえます。本人が外出してただけでトラブルになったり、ガラスの賠償を求められたケースも発生しています。

出典：全国民生委員児童委員連合会「民生委員・児童委員による相談支援活動のヒント集」

〈普段の活動の中で〉

- ・ 緊急連絡先の把握は必ずしておくとともに、固定電話等は日中の連絡がつかないことも多くあるため、携帯電話番号を把握する等、緊急連絡先としての機能が発揮できるようにする。その際に緊急の場合の対応についても了解を得ておく。

(参考) ジェノグラムとエコマップの活用方法

〈ジェノグラムの意義〉

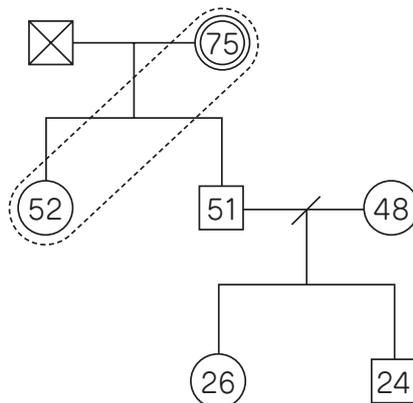
人は一人で生まれて来るわけではなく、必ず親がいます。そして、親だけでなく兄弟や祖父や祖母等、さまざまな家族とかかわりながら人は成長をし、あるいは結婚や出産によって新たな家族を形成することもあります。相談者を中心におき、これらの家族関係を正確に把握するために作成する図式がジェノグラム（家族関係図、世代関係図とも呼ばれる）です。ジェノグラムは、例えば相談面接の前に見直すことで、その相談者の家族の状況を素早く頭に入れる（呼び戻す）ことができます。

〈ジェノグラムの作成方法〉

ジェノグラムは、相談者に関する家族の状況がわかるように、三世代の家族の構成員とそれぞれの家族に起きた重要な出来事（結婚、離婚、同居、別居、出産、死亡等）が一目でわかるように、次のような原則に基づいて作成します。

- ・ 男性→□
- ・ 女性→○
- ・ 性別不明→△（◇でもよい）
- ・ 相談者は、上記の□○△を二重線で書く。例）女性の相談者→◎
- ・ 年齢は上記の□○△の中に書く。例）48歳の女性→④⑧
- ・ 死亡は上記の□○△の中に×を書く。例）女性の死亡者→⊗
- ・ 夫婦は横に□と○を並べて水平の実線につなぐ。
- ・ 離婚した場合は上記の水平の実線に／を入れる。
- ・ 子どもは夫婦をつなぐ実線から垂直線を下に引いて□や○を書く。
- ・ 同居している家族は点線で囲む。

〈ジェノグラムの例〉



〈エコマップの目的と活用方法〉

エコマップはアメリカで開発されたもので、相談者や家族にどのような友人や支援者がいたりネットワークがあるか、また、対立関係があるかといったことを1枚の紙にまとめて描いた図をいいます。あらかじめ描き方の簡単なルールがあるので、そのルールを覚えておけば、文章で書くよりも短時間で全体像を描けます。

民生委員・児童委員活動において参考となる資料一覧

「民生委員・児童委員による相談支援活動のヒント集」
発行：全国民生委員児童委員連合会



目次

はじめに……………1
民生委員・児童委員の相談支援活動について……………2

事例編……………7

- 介護保険の利用……………8
- 認知症の疑い……………10
- 経済的困窮……………12
- 低所得者の医療支援……………14
- 日常生活支援①(食事支援、ゴミ出し)……………16
- 日常生活支援②(廊下の掃除)……………18
- 通院支援……………20
- 爪切り……………22
- 置物の代車……………24
- 預金の引き出し……………26
- 緊急時に備えた鍵の保管……………28
- 救急車への応答等……………30
- 高齢者虐待……………32
- 悪質商法被害……………34
- ゴミ屋敷……………36

(資料)

高齢者への支援を担う機関・団体等について……………38
全国民生委員児童委員連合会 広報・研修部 委員会名簿……………40

目次

はじめに……………1
今日の貧困と民生委員・児童委員活動……………2

事例編……………7

- 生活保護制度の利用……………8
- 生活困窮者自立支援制度の利用①……………11
- 生活困窮者自立支援制度の利用②……………14
- 緊急小口資金の利用……………16
- 保険料滞納時の受給……………18
- 就学援助制度の利用……………20
- 子どもの学習支援……………22
- 教育支援資金の利用……………24
- ひとり親家庭への支援①……………26
- ひとり親家庭への支援②……………28

(資料)

低所得者への支援を担う機関・団体等について……………30
全国民生委員児童委員連合会 広報・研修部 委員会名簿……………32

目次

はじめに……………1
すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動を……………2
・子ども子育て家庭をめぐる現状……………2
・今後の児童委員活動の重点……………3
・相談支援活動のポイント……………5

事例編……………7

- 近隣住民からの虐待の通告……………8
- ネグレクトが疑われるケース……………10
- DV被害に関する相談……………12
- 養育困難な家庭に関する相談……………14
- 出産・子育てに不安を抱える妊婦からの相談……………16
- 子どもの発達・発達に関する相談……………18
- 高校進学費用に関する相談……………20
- 十分な食事が受けられていない子どもに関する相談……………22
- 父子家庭の子どもの進学に関する相談……………24
- 不登校がみられる子どもに関する相談……………26
- 子どもたちの夜尿の頻回に関する相談……………28
- 学業に遅れがみられる子どもに関する相談……………30
- 外国人家庭の子どもの就学手続きに関する相談……………32

(資料)

子ども子育て家庭への支援を担う機関・団体等について……………34
全国民生委員児童委員連合会 広報・研修部 委員会名簿……………36



「地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針」
発行：社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

こちらの冊子は、山口県社会福祉協議会HP (<http://www.yamaguchikensyakyō.jp/>) にも掲載しています。
また、部数に限りがありますが、お渡しも可能ですので、山口県民生委員児童委員協議会にお問合せください。

山口県民生委員児童委員協議会 地域福祉部会 部会員名簿

平成30年3月31日現在

	氏 名	市町名
部 会 長	植 田 浩 夫	防府市
副部会長	瀬 川 孝 二	長門市
部 会 員	小 村 全	下関市
部 会 員	松 本 次 郎	宇部市
部 会 員	峯 重 義 信	山口市
部 会 員	坂 倉 政 之	萩市
部 会 員	川 戸 三 孝	下松市
部 会 員	秋 山 信 行	岩国市
部 会 員	山 田 好 男	光市
部 会 員	松 重 年 春	柳井市
部 会 員	南 波 幸 恒	美祇市
部 会 員	小 林 三 津 子	周南市
部 会 員	森 川 繁 夫	山陽小野田市
部 会 員	神 田 正 美	周防大島町
幹 事	原 田 正 忠	平生町
幹 事	松 田 孝 子	防府市

オブザーバー	山口県民生委員児童委員協議会	会長	池 田 芳 晴
アドバイザー	廿日市市社会福祉協議会	会長	蛭 江 紀 雄

その他



民生委員・児童委員活動事例集

発行日 平成30年（2018年）3月31日
発行 山口県民生委員児童委員協議会
〒753-0072 山口市大手町9-6
TEL 083-924-2828
FAX 083-924-2847
<http://www.yg-minjikyousakura.ne.jp/>



この事例集は、共同募金の配分金により作成したものです。

